

序章 新庁舎建設計画策定の背景と目的

1. 新庁舎建設計画策定の背景

本市の庁舎は、平成17年2月28日合併における「合併協定書」の「事務所の位置」に基づき、高砂町に本庁舎（総合政策部、行政経営部等）、田沼町に田沼庁舎（市民生活部、産業文化部等）、葛生東に葛生庁舎（教育委員会等）という複数の庁舎による分庁舎方式を採用しています。

本庁舎は、昭和37年（1962年）の建設以来、40年以上経過し、分散化・狭あい化、耐震性の不安、防災・災害対策の拠点としての機能不全、情報通信技術（ICT）の高度化への対応の限界など、様々な問題を抱えています。

こうした中で、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、本庁舎の議場棟は、特に大きな損壊を受けました。当時、災害対策本部については本庁舎の事務棟内に設置できず、佐野未来館（本市の所有施設）内の一室を使用し、災害対策の執務に当たっていました。また、議場棟に配置されていた議会事務局、市民税課、資産税課、収納課、会計課、市民活動促進課等は、暫定的に田沼庁舎等へ移転をしたところです。

また、本庁舎については、平成22年度に耐震診断を実施しましたが、その結果は「震度6強以上の地震に対し、倒壊又は崩壊する可能性がある。」と報告されています。

したがって、本庁舎の倒壊等から来庁者や執務している職員の身体及び生命を守るため、早急に仮庁舎への移転が必要な状況です。

庁舎機能については、市民が行政サービスを受けるための施設であると同時に、そのサービスを提供するための重要な執務空間であることから、狭あい化・分散化による市民サービスの低下は、市民の行政需要への対応と開かれた庁舎として、解決しなければならない喫緊の課題です。

2. 新庁舎建設計画策定の目的

新庁舎建設計画は、本市が目指す庁舎の将来像を明らかにし、新庁舎建設の指針を定めるものです。

したがって、建設計画は、今後検討される「基本設計」及び「実施設計」の段階において、より具体・個別の検討を行う際の拠りどころとなるものです。

策定にあたっては、庁内に「新庁舎建設検討委員会」を設置し、検討を進めました。

なお、この建設計画では、以下に示す表の内容について検討・整理しています。

新庁舎建設計画の検討内容

序章 背景と目的	1 新庁舎建設計画策定の背景 2 新庁舎建設計画策定の目的
第1章 必要性和意義	1 庁舎の現況 2 新庁舎建設の必要性 3 新庁舎建設の意義 4 庁舎のあり方
第2章 役割	1 新庁舎建設の位置付け 2 新庁舎の果たす役割
第3章 位置	1 新庁舎の位置
第4章 基本理念と基本方針	1 新庁舎建設の基本理念 2 新庁舎建設の基本方針
第5章 機能	1 庁舎に求められる機能
第6章 基本計画	1 敷地条件の整理 2 庁舎の規模 3 機能配置の考え方 4 部署配置の考え方 5 庁舎面積の考え方 6 施設計画の考え方
第7章 実現化方策の検討	1 事業費の算定 2 維持管理費の検討事項 3 整備手法導入の可能性 4 事業スケジュール 5 今後の検討課題